

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年1月号 vol.27



明けましておめでとうございます。  
2017年の元日は、和歌山のアドベンチャーワールドで、パンダの赤ちゃん”結浜ちゃん”に癒され、その後、3日までは京都にて、七福神巡りをしたり、下鴨神社で初詣をしたりのお正月を過ごしていました。  
今年は、一日一人のお客様でもいから、一人の人間として心のこもったご支援ができたなあと感じられる日々を積み重ねた365日にしたいと考えております。  
本年もよろしく願いいたします。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



昨年は、本屋さん巡りをすると、相続にまつわる書籍をたくさん目にした年だったように思います。  
これも平成27年1月1日から、相続税の基礎控除が大幅に引き下げられ、相続税を意識しなければならぬ方が増えてきていることが一因となっています。  
今回、国税庁より平成27年分の相続税の申告状況が公表されました。

### ”相続税の課税対象となる方が8.0%と倍増”

平成27年1月1日からの相続税の基礎控除の引き下げにより、例えば、配偶者なし子供2人という方が亡くなった場合、平成26年までは7,000万円までの相続財産であれば相続税の負担はありませんでしたが、平成27年以降は、4,200万円を超える相続財産があると、相続税が課税されるケースがあります。

今回、国税庁から公表された平成27年分の相続税申告状況は以下のとおりです。

- 死亡された方に対する相続税の課税対象となった方の割合が8.0%（前年は4.4%）と過去最高に。相続税額がなくても、各種特例を受けるために申告書を提出した方も含めると約11%。つまり、100人に11人が申告をしていたことになります。
- 死亡された方1人当たりの税額の平均は、1,758万円（前年2,473万円）と減少。相続財産の比較的小さい方の申告が多数発生していることが伺えます。

法人税などの節税対策と違い、相続税対策はじっくり時間をかけての対策が最も効果が大きくなります。年の初め、ご家族の財産を見直されてみてはいかがでしょうか。

### 「今月の本の紹介」

「血流がすべて解決する」  
(漢方薬剤師 堀江 昭佳 著・サンマーク出版)

新年なので、健康に関する本を手にとってみました。  
血流というと「血液サラサラ」をイメージしますが、この本では「血液タップリ」の体を手に入れるための”食事、睡眠、生活習慣”が紹介されています。  
年齢とともに冷え性に悩み、疲れやすくなってきている私にとっては、目から鱗的な一冊でした。  
良い仕事をするためにも、今年は健康について見直してみたいと思っております。

### 「旬のレシピ」

< 燻製がきのレタス包み >

- ・かきの燻製缶 1缶(105g)→油を切り、粗みじん切り
- ・ゆでタケノコ 120g→粗みじん切り
- ・干しいたけ 4枚→水で戻し、粗みじん切り
- ・しょうが 小2→みじん切り
- ・サラダ油、塩、こしょう
- ①フライパンにサラダ油を熱し、しょうがを炒める。
- ②他の具材も加え、塩こしょうをする。
- ③レタスに包みながら食べる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所